

## 「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果

総務省では、令和5年2月1日から3月2日までの間、e-Gov及び総務省ホームページへの掲載により「公的統計の整備に関する基本的な計画（案）」について意見募集を行ったところ、9件（意見提出者）の御意見を頂きました。

お寄せいただきました御意見については、統計委員会に報告し、その議論も踏まえて検討させていただきました。検討結果の概要と御意見に対する考え方等は、次のとおりです。

今回の募集に対し、貴重な御意見を下さいました方々に厚く御礼申し上げます。

なお、新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」は、令和5年3月28日に閣議決定されております。

### 【御意見の概要と御意見に対する考え方等】

取りまとめの都合上、意見募集時に提示した計画（案）の項目に沿って、御意見を分割して整理しており、提出意見数とは数字が合いません。

なお、提出意見の原文は、総務省政策統括官（統計制度担当）付基本計画策定PT担当で閲覧ができます。

| 番号 | 該当項目 | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|------|---|---|------------------|
| 1  | 全体   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公的統計の不適切事案が発生し、メディアで報道されたことは記憶に新しいが、今回の計画において、不適切事案の防止や罰則について記載されていないことから、修正が必要ではないか。</li> </ul> | <p>○ 本計画（案）の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保」－「(1) PDCAサイクルの定着」「(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上」等に基づき、業務マニュアルの整備・更新、自己点検と自己改善、公的統計の品質の表示や自己点検結果の開示、研修・人事評価の強化、統計基盤のデジタル化等に取り組んでまいります。</p> | 無                |

| 番号 | 該当項目                              | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方  | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-----------------------------------|--|---|------------------|
| 2  | 第1-3<br>(3)ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計データの利活用を促進するため、e-Stat（政府統計の総合窓口）の操作性やユーザビリティの向上をお願いしたい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画（案）の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上」－「(1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進」に基づき、e-Stat の検索性の向上、ユーザーインターフェース等の改善、データカタログ機能の追加等に取り組んでまいります。</li> </ul> | 無                |
| 3  | 第2-4<br>人口や暮らしに関する統計の整備           | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画に「ジェンダー統計として、男女2区分に加えて SOGI（性的指向・性自認）の視点を加えることが性的マイノリティの人権保障やジェンダーデータの品質向上に不可欠であり、その観点を加えて調査の工夫・改善・充実を図る。」旨、明記することが必要である。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画（案）の「第2 公的統計の整備に関する事項」－「4 人口や暮らしに関する統計の整備」に基づき、各府省は、個別の統計調査の実施に際し、多様な性への配慮の必要性を検討することとしております。頂いた御意見は、こうした検討に活用するため、各府省に情報共有いたしました。</li> </ul>                                 | 無                |
| 4  |                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>SHA(A System of Health Accounts)については、推計方法上の課題等が残されているほか、情報公開も不十分であることから、第IV期基本計画で議論する必要があったのではないかと。第IV期期間中に統計委員会又は厚生労働省内に検討の場を設置できないか。<br/>SHA を基幹統計化し、政府の責任の下、利用者への説明責任を果たすべき。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画（案）の「第2 公的統計の整備に関する事項」－「4 人口や暮らしに関する統計の整備」に基づき、社会保障費を統計的に的確に把握するための検討を進める中で、御指摘の点についても検討してまいります。頂いた御意見は、この検討に活用するため、関係府省に情報共有いたしました。</li> </ul>                               | 無                |

| 番号 | 該当項目                        | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-----------------------------|--|--|------------------|
| 5  | 第3-2<br>(3)EBPMの推進・統計の活用の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計の充実が政府の予算の効果的使用や非効率の削減にもつながることを明記して統計予算の充実を図るべきである。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>頂いた御意見は、統計委員会が平成31年(2019年)から継続的に行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の検討において活用させていただきます。</li> </ul>  | 無                |
| 6  | 第3-3<br>(1)PDCAサイクルの定着      | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計不正について再発を防止するためには、きちんとした記録をとり裏付けとなる情報を合わせて一定期間保管すること、恣意的な結果の操作を排除し、調査に影響を与えられないような仕組みを考え、きちんと手順を守ることが必要ではないか。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画(案)の「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」- No.65-67に基づき、業務マニュアルの整備とそれに沿った業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行うとともに、その結果の事後検証(自己診断)や専門家による統計作成プロセス診断に取り組んでまいります。</li> </ul>  | 無                |
| 7  |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計不正を繰り返さないためには、以下の点について公表を義務化することを明記すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> <li>調査票の回答結果から母集団推定値を算出する集計式、回答数、調査項目ごとの回答数、無回答数とその処理方法</li> <li>外れ値の処理とその基準の算式</li> <li>調査回答の集計における、都道府県自治体や委託調査会社への指示文書、示している集計作成マニュアル</li> </ol> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画(案)の「第1 施策展開に当たっての基本的な方針」- 「3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点」- 「(4) 品質の高い統計の作成のための基盤整備」、「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」- 「3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保」- 「(1) PDCAサイクルの定着」等に基づき、メタデータを含む情報提供の改善、公的統計の品質表示や自己点検の結果の開示などのユーザーに対する情報提供の充実に取り組んでまいります。頂いた御意見は、情報提供の充実を行う際に、活用させていただきます。</li> </ul> | 無                |

| 番号 | 該当項目                  | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-----------------------|--|--|------------------|
| 8  | 第3-4<br>統計基盤のデジタル化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン回答を可能にする等、統計調査にあたる人的リソースの節約に関する取組については支持する。</li> <li>一方で、回答の完全オンライン化は情報機器の利用に不慣れな国民の回答率を引き下げ、調査結果に歪みを発生させることとなるため、そのような変更を推進するような計画とならないよう留意する必要がある。</li> <li>また、政策立案の根拠となる統計の質を低下させる動きに繋がらないよう、統計の質を担保した上での業務効率化と明記すべきである。</li> </ul> | <p>○ 本計画（案）の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「4 統計基盤のデジタル化の推進」、「6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組」中に、オンライン回答が困難な調査対象者への対応を盛り込み、これに基づき、統計調査員等によるオンライン回答の支援等に取り組んでまいります。</p> <p>また、本計画（案）の、「第1 施策展開に当たっての基本的な方針」－「3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点」－「(5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成」に基づき、統計調査や統計作成方法の効率化・報告者の負担軽減と、より正確な統計の作成の両立を目指して取り組んでまいります。</p> | 有                |
| 9  | 第3-5<br>(2) 統計人材の育成   | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計関係学術団体との連携や「統計検定」の活用も本計画に加えるべきである。</li> </ul>   | <p>○ 本計画（案）の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組」－「(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進」に基づき、大学等との連携を進める中で、学会等との連携に取り組んでまいります。</p> <p>また、本計画（案）の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「5 統計リソースの確保・人材育成」－「(2) 統計人材の育成」に基づき、統計データアナリスト・統計データアナリスト補という部内資格者の確保、育成、配置に取り組むこととしており、これらの資格の認定基準は、統計検定などの水準に配慮しております。</p>                       | 無                |

| 番号 | 該当項目                      | 御意見の概要  | 御意見に対する考え方  | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|---------------------------|---|---|------------------|
| 10 | 第3-5<br>(3) 地方公共団体との連携・支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>共働き世帯の増加や雇用環境の変化など社会状況が大きく変化する中において、調査員の担い手不足は深刻化している。一方、統計調査の実施に当たっては、伝統的な調査員調査を前提とした制度設計は限界となっており、調査手法の抜本的な見直しを実施すべき。</li> </ul> | <p>○ 本計画(案)の「第1 施策展開に当たっての基本的な方針」－「3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点」－「(5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成」に基づき、オンライン調査の推進、行政記録情報の活用やビッグデータの活用等の調査手法の見直しに取り組んでまいります。</p> <p>また、本計画(案)の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「5 統計リソースの確保・人材育成」－「(3) 地方公共団体との連携・支援」に基づき、統計調査員の確保や研修に取り組んでまいります。</p> | 無                |
| 11 | 第3-6<br>(1) 報告者負担への配慮     | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方行政記録情報も含めた行政記録情報の活用を本計画に盛り込むべきである。</li> </ul>  | <p>○ 本計画(案)の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組」－「(1) 報告者負担への配慮」に基づき、地方公共団体が保有するものを含む行政記録情報等の活用に取り組んでまいります(従来から、地方公共団体が保有するものを含めて活用に取り組み、フォローアップを行っております)。</p>   | 無                |
| 12 |                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計調査の実施に当たり、報告者向けにコールセンターを設置することは賛成であるが、その通話料は国が負担してほしい。</li> </ul>  | <p>○ 個別統計におけるコールセンターの活用状況等を踏まえて予算措置等を検討する必要があることから、頂いた御意見は、各府省に情報共有するとともに、統計委員会が平成31年(2019年)から継続的に行っている「統計リソースの重点的な配分に関する建議」の検討において活用させていただきます。</p>   | 無                |

| 番号 | 該当項目                                     | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方   | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|--|--|--|------------------|
| 13 | 第 3 - 6<br>(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省と連携し、高等学校の「情報」科目に関する教材や資料を提供し、中等教育段階でも統計教育を推進することを加えるべきである。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画(案)の「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」－No.118に基づき、習熟度別の学習コンテンツ等の作成に取り組むこととしており、これまでもこうした取組の中で中・高等学校向けの教育教材を作成・提供してきております。</li> </ul>  | 無                |
| 14 | 第 3 - 6<br>(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計調査に対する協力意識を高めるためには、これまでに実施している普及・啓発活動ではなく、報告者にメリットが感じられる施策を講ずるべきである。例えば、既存の広報経費等を原資として、マイナンバーカードの普及策と同様に、民間のポイントを付与するなどの方法も考えられるのではないか。</li> <li>また、DXを推進する立場の総務省が所管する統計調査において、伝統的な調査員による訪問・紙ベースの調査という考え方から早急に脱却する必要がある。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画(案)の「第1 施策展開にあたっての基本的な方針」－「3 第IV期基本計画における施策展開の基本的な視点」－「(5) デジタル技術や多様な情報源の活用などによる正確かつ効率的な統計の作成」に基づき、報告者の負担軽減に取り組んでまいります。</li> <li>また、ポイント付与に関する御意見は、更に検討が必要となるため、各府省に情報共有するとともに、今後の統計委員会、総務省における各種検討で活用することといたします。</li> </ul> | 無                |
| 15 | 第 3 - 6<br>(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>統計の普及・啓発は、効果が発現するまで時間がかかるので、継続した取組をお願いしたい。</li> <li>また、初等教育から統計やEBPMに関する学習機会を設けてほしい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本計画(案)の「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」－「6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組」－「(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進」に基づき、初等教育向け教材の作成及び提供、啓発・周知の取組の継続に取り組んでまいります。</li> <li>また、御意見は、本計画(案)に基づき統計教育の取組を進める中で活用するため、関係府省にも情報共有しました。</li> </ul>                | 無                |

| 番号 | 該当項目        | 御意見の概要   | 御意見に対する考え方         | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-------------|--|--------------------|------------------|
| 16 | その他（用語・形式等） | <ul style="list-style-type: none"> <li>本文の文言の表現振りに不統一等がみられるため、修正すべきである。</li> </ul> | ○ 御指摘を踏まえ、修正いたします。 | 有                |

※上記のほか、計画（案）とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが1件ありました。